

2022/6/20

改 2022/7/19

改 2022/8/19

改 2022/9/15

日本原子力研究開発機構 大洗研究所  
高速実験炉部

## 大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）の新規制基準への適合性確認に係る技術資料等提示予定

☆：技術資料提示（会合：希望）

○：まとめ資料提示（会合：希望）

★：技術資料提示（会合：実績）

●：まとめ資料提示（会合：実績）

大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）の新規制基準への適合性確認に係る技術資料等提示予定（2022.9.15時点）

条文		ステータス*	補正（希望時期）▽										許可（希望時期）▽	
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
第32条 炉心等	第1～3項	④		●			○							
	第4項			●			○							
第43条 試験用燃料体		④		●			○							
第19条 反応度制御系統		④		●			○							
第59条 原子炉停止系統		③		●			○							
第29条 実験設備等		④		●			○							
第13条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止		④		●			○							
第12条 安全施設		④		●			○							
第53条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	事象選定	炉心損傷に至る可能性のある事故	③		●		○							
		格納容器破損に至る可能性のある事故	③		●		○							
		事故シケンスクルーフ及び重要事故シケン	③		●		○							
	解析コード		③		●		○							
	炉心損傷防止措置	ULOF	③		●		○							
		UTOP	③		●		○							
		ULOHS	③		●		○							
		LORL	③		●		○							
		PLOHS	③		●		○							
		SBO	③		●		○							
		LF	③		●		○							
	格納容器破損防止措置	ULOF	③		●		○							
		UTOP	③		●		○							
		ULOHS	③		●		○							
		LORL	③		●		○							
		PLOHS	③		●		○							
		SBO	③		●		○							
		LF	③		●		○							
	使用済燃料損傷防止措置	冷却機能喪失事故	③		●		○							
		冷却水喪失事故	③		●		○							
		対策用資機材	③		●		○							
	技術的能力	対策手順及び要員	③		●		○							
		大規模損壊（大規模ナトリウム火災他）	③		●	★	●	（内容に鑑み、ヒアリングで提出）						
第55条 一次冷却系統設備		④		●			○							
第56条 残留熱を除去することができる設備		④		●			○							
第57条 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備		④		●			○							
第58条 計測制御系統施設		④		●			○							
第18条 安全保護回路		④		●			○							
第50条 原子炉制御室等		④		●			○							
第23条 保管廃棄施設		④		●			○							
第44条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設		④		●			○							
第60条 原子炉格納施設		④		●			○							
第7条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		④		●			○							
第10条 誤操作の防止		④		●			○							
第28条 保安電源設備		③		●			○							
第42条 外部電源を喪失した場合の対策設備等		③		●			○							
第11条 安全避難通路等		④		●			○							
第30条 通信連絡設備等		④		●			○							
第22条 放射性廃棄物の廃棄施設		④		●			○							
第24条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		④		●			○							
第25条 放射線からの放射線業務従事者の防護		④		●			○							
第51条 監視設備		④		●			○							
第3条 試験研究用等原子炉施設の地盤	原子炉施設の地盤（地質）	敷地の地質・地質構造	④					○						
		敷地周辺の地質・地質構造	②			★		○						
	原子炉施設の地盤（地震動）	地下構造	④					○						
		震源を特定して策定する地震動	④					○						
		震源を特定せず策定する地震動	④					○						
		基準地震動	④					○						
		地盤・斜面の安定性	②		★		★	☆	○					
第4条 地震による損傷の防止	耐震設計方針	①	★	●	●			☆	※	○				
	地震による津波	②			★			○						
	地震以外による津波	②			★			○						
	基準津波	②			★			○						
第5条 津波による損傷の防止	耐津波設計方針	①	★	●				○						
	竜巻	①	★		●			☆	※	○				
	火山（事象評価）	②			★			○						
	火山（耐降下火砕物設計方針）	①	★		●			☆	※	○				
	外部火災	④			●			○						
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	自然現象（上記除く）及び人為事象	④			●			○						
	火災防護対象機器	②			●			☆	※	○				
	一般火災	②	★		●			☆	※	○				
	ナトリウム漏えい・燃焼	②			●			☆	※	○				
第9条 溢水による損傷の防止		①	★		●			☆	※	○				
その他	使用済燃料の処分の方法	①	★					○						
-	技術的能力に関する説明書	-	★	●				○						

\* 設計成立性を確認するためのエビデンスとして、9月末に代表性の考え方についてご説明した上で、以下の情報を追加又は充実した「まとめ資料」を11月中旬までに提出する。